

平成 23 年度 第 3 回鳥取市文化財審議会

【日時】：平成 24 年 3 月 23 日（金）

午前 9 時 30 分～11 時 30 分迄

【会場】：鳥取県立博物館 会議室

～日 程～

1. 開会（文化財課長あいさつ）

2. 会長あいさつ

3. 報告・協議事項（9 時 30 分～10 時 50 分頃まで）

①登録有形文化財申請について (P1～2)

②鳥取藩伝古武術「疋田流薙刀術」 (P3～5)

③浜坂溺死海会塔について (P6)

④新指定の鳥取県指定文化財について (P7～9)

その他

4. 仁風閣にて県無形文化財 陶芸 保持者 前田昭博氏の作品展示を案内

（11 時～11 時 30 分頃まで）

※ご案内…鳥取県教育委員会 文化財課 原島知子文化財主事

①登録有形文化財申請について

1. 今年度申請のあった文化財名
「鳥取民藝美術館」（鳥取市栄町）
「有隣荘」（鳥取市国安）

2. これまでの経緯

◎鳥取民藝美術館

所有者：財団法人 鳥取民芸美術館

- ・平成23年10月20日 申請
- ・平成24年2月2日 照会・2月6日回答
- ・平成24年3～4月に答申・登録予定

◎有隣荘

所有者：株式会社日ノ丸総本社

- ・平成24年2月27日 申請
- ・平成24年5～6月 答申・登録予定

3. 次年度以降の申請候補

- ・立川四丁目 稻荷神社（所有者よりの要望）
- ・本町四丁目 土蔵風建物（所有者の意向確認中）
- ・鹿野町の建造物（所有者との協議）
- ・行徳苑（鳥取市所有）

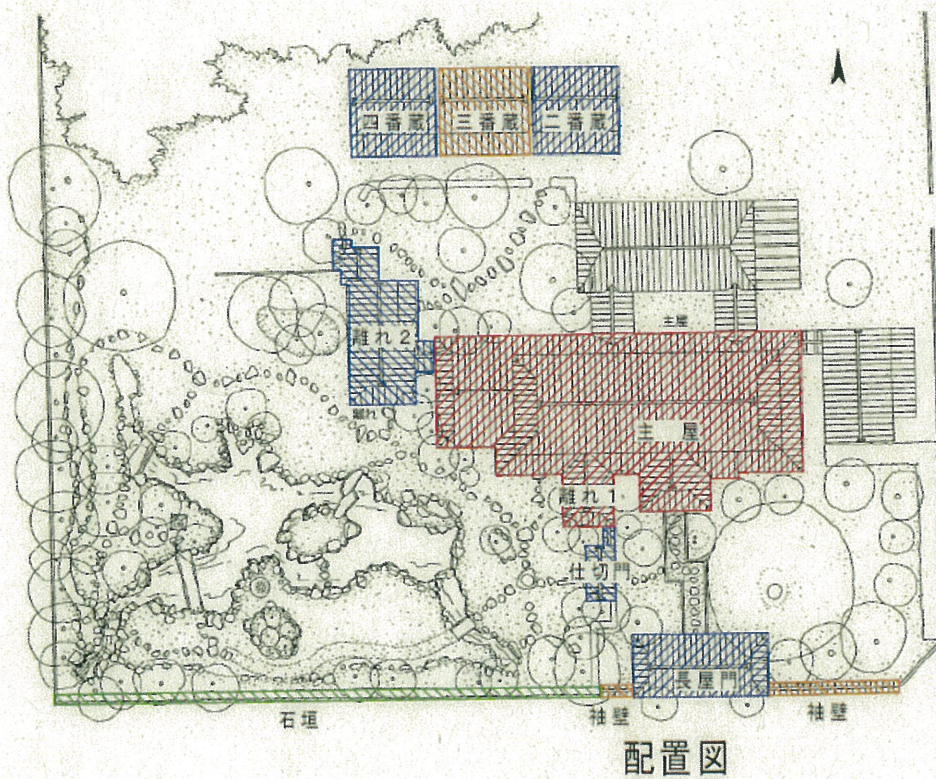
4. 活用などについて

◎定常的に公開・活用されている仁風閣（重文）・五臓圓ビル（登録）・民藝美術館（登録）・有隣荘（登録）・石谷家住宅（重文）を中心とする、智頭街道を軸とした文化財建造物の活用を、各運営機関に提案している。



↑鳥取民藝美術館 外観（左端。中央は「たくみ工芸店」、右側は「たくみ割烹」）

↓有隣荘（配置図）



② 鳥取藩伝古武術「疋田流薙刀術」について

1. 文化財名 「疋田流薙刀術」(仮)(伝承者：鳥取市湖山 田中武子氏)

2. 調査の経緯

鳥取藩相伝の古武術「疋田陰流薙刀術」の継承者である田中氏が、同武術の保存について憂慮されており、市指定等の保護ができないかと考えているとの連絡があり、平成 24 年 1 月 24 日に現状の聞き取りを行った。

3. 現状

昭和 60 年代に復原された雖井蛙流剣術を市の指定無形文化財とした際、同時に指定すべきとの声もあったが、歴史資料の不足などから見送られた経緯がある。

形そのものは口伝により伝承されているが、江戸時代の形態を特定する伝書等の資料が残されていなかった。

田中武子氏は現役の薙刀術師範として中高生から社会人まで幅広く指導に当たっておられるが、学生の薙刀は競技中心であり、古式の形を覚える時間がないとのことだった。現在は、社会人の門弟の方が、田中氏の形を書籍の形で記録しようとして取り組んでいる。疋田流を学ぶ鳥取県外の門弟も 2 名ほどはおられる。

明確な道場制となっていないので、後継については不安であるが、現在の記録が完成し、門弟の方が形を習得されれば継承は可能と考えられる。

後述するように近年疋田流全体の研究が進んでおり、同系の伝書が仙台市に残されていることから、口伝との突合により、鳥取藩伝疋田流薙刀術についてはほぼ復原が可能となってきた。

4. 文化財の説明

疋田陰流（ひきたかげりゅう）は、疋田景兼を流祖とする陰流の一派で、剣術・槍術・薙刀術を含む古武術である。愛洲陰流、愛洲新陰流ともいう。現在は熊本県に伝わる細川家系統の肥後新陰流が伝承されているほか、名古屋藩伝来の尾張貫流槍術に大太刀の形が残されている。

鳥取藩では、疋田流槍術・疋田流薙刀術の形が継承されていた。雖井蛙流の松田秀彦、武蔵円明流の鈴木卓郎が師範として継承していたが、

奥田義人を最後に相伝は途絶えている。現在は田中武子氏、中村倫子氏が薙刀の型を継承している。槍術については、戦前の武徳会を通じて、鳥取藩伝の新陰正田流槍術が尾張貫流槍術に継承されている。

残念ながら鳥取藩伝の正田流については秘伝書などが残されていないが、現在、田中氏の習得された形と、仙台市博物館が所蔵する正田流薙刀術の秘伝書を突き合わせ、形の復元と記録が行われている。

鳥取藩伝ではないが、正田流については赤羽根龍夫・大介による詳細な研究もある。

5. 担当者所見

文化財的価値の確認と、継承組織の確立を前提に、将来的には市の無形文化財としての指定も検討するべきと考える。

6. 今後の対応

正田陰流について基礎調査を行った後、現状及び田中氏の意向を確認し、文化財的価値の確認が可能かどうか、保護措置が必要かどうかを検討する必要があると考える。

ただし、鳥取藩の古武術につて、現在まだ体系的な文化財評価ができていない。山根幸恵氏の著作しか参考資料がない現状で、以前指定しなかった正田流を市指定文化財とすることは困難である。

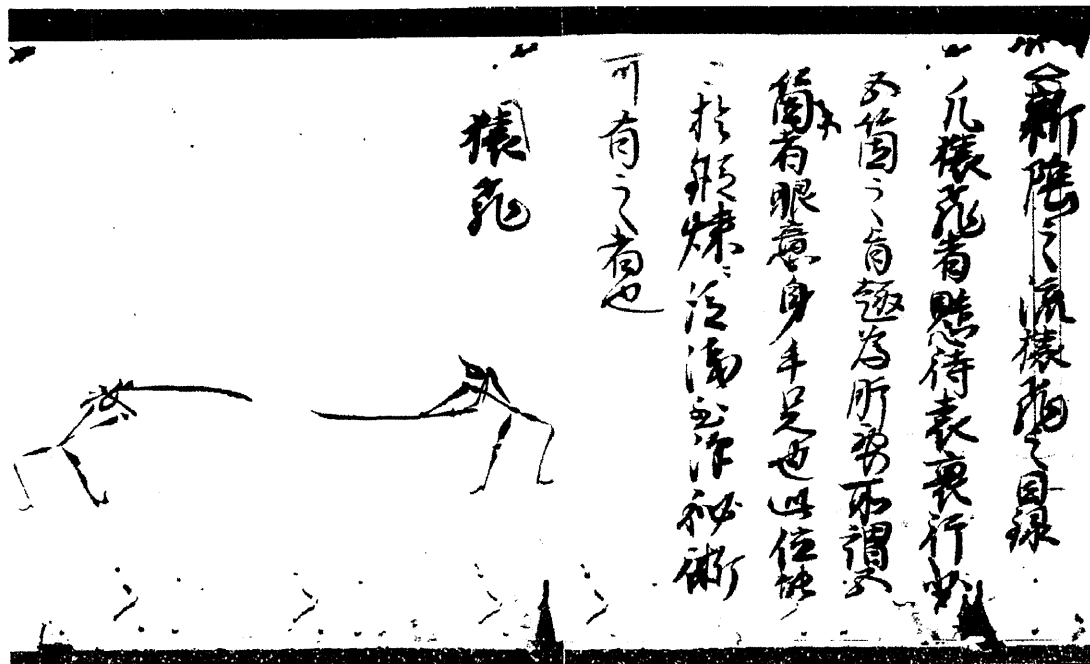
しかしながら、継承者が一定程度存在し、自助努力で記録作成等を行っていること、近年の研究成果により学術的な形の復原がある程度可能となってきたこと等を考慮すると、将来的には「鳥取藩の相伝の武術」として、雖井蛙流とともに指定を検討する必要もあるかと思われる。

市としては、今後、作成された記録を提供していただくとともに、鳥取藩相伝の武術体系、近世の古武術の体系の中での価値の把握に努めたい。

また、「歴史文化遺産を活かした観光振興」等利用できる制度の紹介や、市民向けの演武の機会の提供などを通じて、保存・継承の支援も検討していきたい。

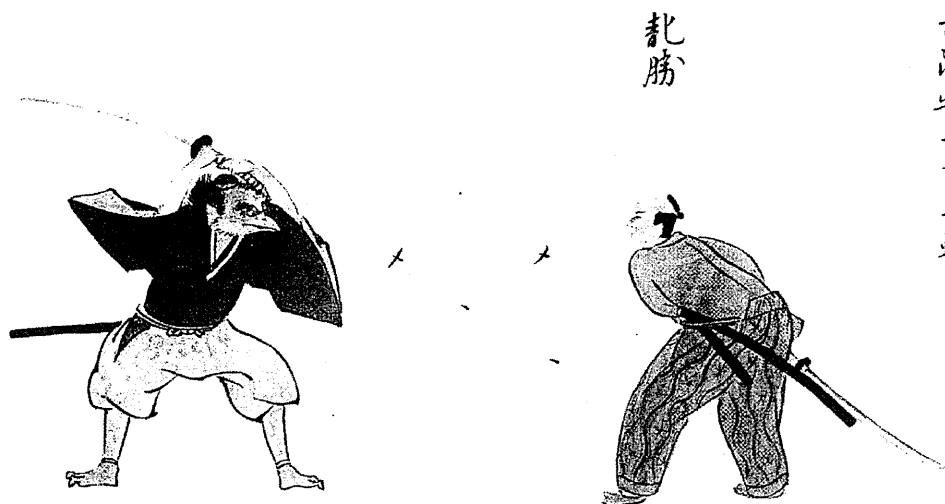
【参考】慶長10年「正田殿自筆書」

(赤羽根大介・龍夫「新陰流（正田伝）の研究」（神奈川歯科大学紀要）より引用）



【参考】文化14年「天狗書秘伝之巻」

(赤羽根大介・龍夫「新陰流（正田伝）の研究」（神奈川歯科大学紀要）より引用）



③浜坂溺死海会塔について

1. 文化財名 「浜坂の溺死海会塔」

2. 調査の経緯

浜坂遊水地（重箱緑地）の鳥取市による公園整備に伴い、解説板のための歴史関係の原稿作成を都市整備部より依頼されたため、兼ねて存在を認知していた石塔について基礎的な調査を行った。

3. 現状

造成された住宅地の、共有空間に移設されている。

4. 文化財の説明

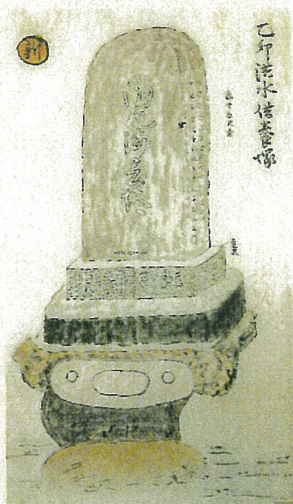
寛政 7 年 8 月 2 9 日に発生した洪水の水死者の霊をまつるため、享和元年に建立された。水死者は因幡で 6 5 2 人、鳥取城下で 9 名とされる。この水害当時、水施餓鬼会を行った顕功寺が、7 回忌に法事を行った際にこの碑を建立した。

伊藤惟猷（佐内）（藩の儒学者・伊藤祐胤か？）の撰文、鳥取藩の儒学者堀徴（玄溪）の筆による碑文が正面以外の三面に刻まれている。現在は浜坂団地の一隅の高台にあり、改修された千代川を見下ろしている。（写真）

なお、「鳥府志」にもこの石碑は掲載されている。

5. 担当者所見・今後の対応

千代川治水に係る鳥取市の歴史、自然環境を示す貴重な文化財である。今後管理者を確認するなど、状態の把握に努めたい。



④新指定の鳥取県指定文化財について

「陶 芸」 保持者 前田昭博

(県無形文化財指定及び保持者の認定)

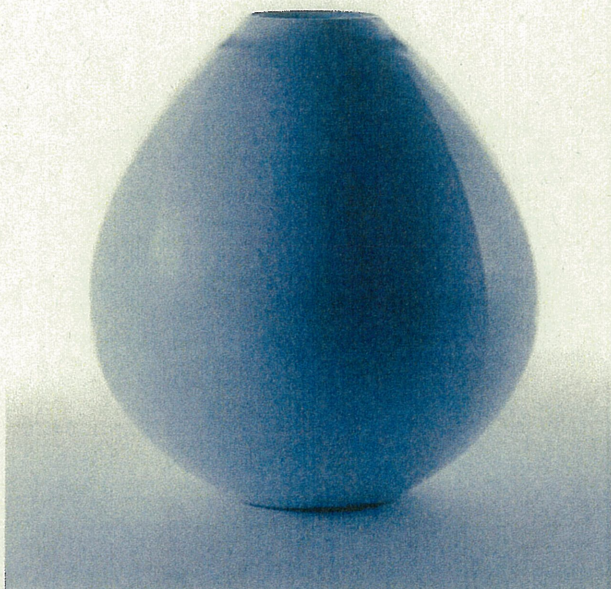
- 1 名 称 陶 芸
- 2 保持者氏名 前田 昭博 (まえた あきひろ) 57才
(鳥取市河原町本鹿 やなせ窯)
- 3 指定及認定年月日 平成24年2月24日
- 4 基 準 (工芸技術関係)

1 無形文化財に指定される工芸技術を高度に体得している者

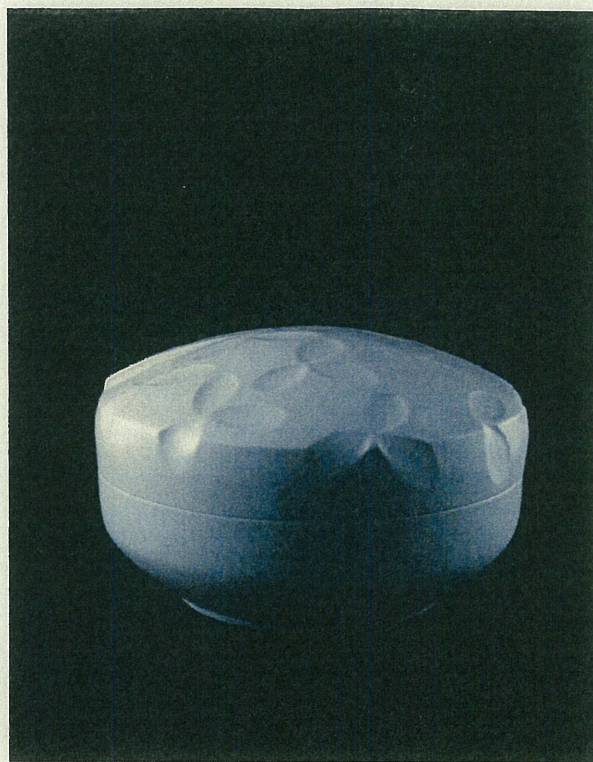
5 文化財的価値・評価

鳥取県内では現在30軒近くの窯元が存在しており、なかでも保持者として挙げる前田昭博氏は特に高い評価を受けている。

前田氏は、白磁を主とする陶芸の技術に習熟し、壺を中心にさまざまな形態の白磁の器を制作。日本陶芸展や日本伝統工芸展など多くの公募展で高い評価を得ており、中でも第20回記念田部美術館大賞「茶の湯の造形展」大賞、第50回日本伝統工芸展「第50回展記念賞」を受賞するなど、日本を代表する陶芸家のひとりといえ、平成19年には紫綬褒章を受章している。県内においては、平成7年に鳥取市文化賞、平成22年に鳥取県文化功労賞を受賞している。鳥取県文化財保護審議会無形文化財・民俗文化財部会委員の金子賢治委員によれば、県指定無形文化財保持者の認定をしても問題なく、将来的に国指定重要無形文化財保持者(人間国宝)の認定を受ける可能性がある」と指摘されている。



白瓷面取壺 2000 文化庁所蔵
第47回伝統工芸展朝日新聞社賞



白瓷刻文蓋物 1993 鳥取県立博物館所蔵
第48回新匠工芸展富本賞

絹本著色 東下り・耕作・草花図 (県保護文化財指定)

- | | | |
|---|----------------|--|
| 1 | 名 称 | けんぽんちゃくしよく あずまくだ こうさく くさばなず
絹本著色 東下り・耕作・草花図 |
| 2 | 員 数 | 5 幅 |
| 3 | 指定年月日 | 平成 24 年 2 月 24 日 |
| 4 | 所在の場所 | 鳥取市 (鳥取県立博物館寄託) |
| 5 | 所 有 者 | 個人 |
| 6 | 基 準 | 2 我が県の絵画・彫刻史上特に意義のある資料となるもの |
| 7 | 沖一峨(おきいちが)について | |

沖 家は、初代の沖 清信が寛文 6 (1666) 年に鳥取藩に召し抱えられて以来、200 年間 8 代にわたって鳥取藩御用絵師を務めた家系である。以前から、一峨が鳥取藩の江戸詰めの御用絵師として公用にとりくむのみならず、江戸の有名文化人の一人として活躍していたことは知られており、「鳥取藩御抱絵師を代表する名手であり、幕末の狩野派のなかで精彩を放った画人の一人」と評価されている。

8 文化財的価値・評価

この五幅対^{ごふくつい}として伝来した「東下り・耕作・草花図」は、一峨作例のなかでは、スケールの大きなものとなる。「伊勢物語」第九段「東下り」を中幅とし、脇に、田植えと収穫を描く春秋の耕作図双幅と、草花図双幅を揃えるセットである。五幅対という規模の大きさとともに、そこに、様々な流派のテクニックが披露されている点も興味深く、高く評価されている。



耕作図秋



草花図秋



中幅：東下り



草花図春



耕作図春

けんぽんちゃくしよく あずまくだ こうさく くさばなず
絹本著色 東下り・耕作・草花図

相見家 文書

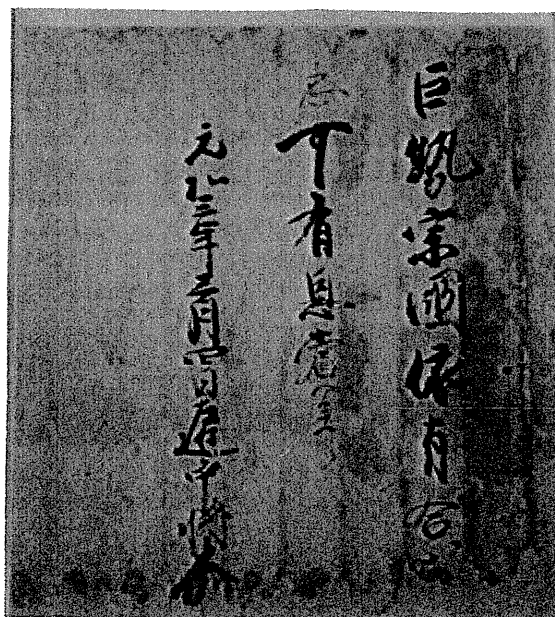
(県保護文化財指定)

- 1 名 称 あいみけもんじょ 相見家文書
- 2 員 数 8 通
- 3 指定年月日 平成24年2月24日
- 4 所在の場所 鳥取市（鳥取県立博物館寄託）
- 5 所 有 者 個人
- 6 基 準 1 古文書類は、我が県の歴史上重要と認められるもの
- 7 相見家の由来

相見家文書は鳥取県米子市八幡の相見家に伝来した文書で、同家は元弘3
(1333)年のごだいごてんのうりんじ後醍醐天皇綸旨にみえるこせ巨勢宗国を第2代とし、現当主が27代と伝えられている。ただ、相見氏も巨勢氏もその起こりはさらに古く、古代以来の豪族で、きの伯耆の紀氏の一族と考えられている。西伯耆一帯に大きな勢力をもっていた。

8 文書の評価

この文書群は歴史研究上も、次の3点において極めて貴重なものといえる。第1に元弘3(1333)年の後醍醐天皇の動向を窺わせるものであること、第2に、あま海氏一族である相見氏の、南北朝期～室町期の動向が記されていること、第3に、この時期の伯耆守護研究にとっても、重要な内容を含んでいることである。なお、1～3は巻物で1巻に仕立てられているが、他は一枚物である。



あいみけもんじょ
相見家文書

ごだいごてんのうりんじ
「後醍醐天皇綸旨」の複製品

(鳥取県教育委員会文化財課提供)